

平成27年10月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、20歳到達日を受給権発生日とする国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金(以下、単に「障害基礎年金」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、中度精神遅滞(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、主位的に障害認定日による請求、予備的に事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人の障害認定日による請求に対して、「請求の傷病(中度精神遅滞)については、提出された診断書(昭和〇年〇月〇日現症)では、障害認定日である昭和〇年〇月〇日時点の障害の状態が確認できないため。」という理由により、裁定請求を却下する旨の処分(以下、これを「原処分」という。)をした。

なお、厚生労働大臣は、予備的事後重症による請求に対しては、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める2級16号の程度に該当するとして、受給権を取得した年月を平成〇年〇月として、障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の処分をしている。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その主な理由は、障害認定日時点では医療機関を受診していないが、小学校入学時より中学校卒業まで特別支援学級に所属したこと、中等度精神遅滞については症状の波を生じることのない障害であることから、障害認定日時点の診断書を推定にて作成することが可能である旨主張し、障害認定日現症の診断書に加え、市議会議員、市職員、義務教育での教師、友人、同窓生による証明(以下、これらをそれぞれ「第三者証明」という。)によって、請求人が、義務教育を特殊学級で受けていたことを考慮して、障害認定日から障害基礎年金を受給することを求めている。

第3 当審査会の判断

1 障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において20歳未満であった者が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害の状態が、国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)に該当しなければ、支給されないこととなっている。

2 本件の場合、請求人は、当該傷病の初診日において20歳未満であること、障害認定日以後に20歳に達したこと、裁定請求日における障害の状態が国年令別表に定める障害等級2級に該当することについては、いずれも当事者間に争いがないものと認められるところ、本件の問題点は、第2の2記載の原処分の理由にかんがみると、本件で提出されているa病院b科・A医師(以下「A医師」という。)作成の昭和〇年〇月〇日現症に係る平成〇年〇月〇日付診断書(以下「本件診断書」という。)などの資料によって、20歳到達日当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)を認定できないかどうかということになる。

3 障害基礎年金の障害認定に当たっては、その障害の状態がいかなるもので、

それが国年令別表の定める程度に該当するかどうかは、受給権の発生・内容にかかわる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいまでもないところである。したがって、その認定・判断は、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接請求人に係る診療を行った医師（歯科医師を含む。以下同じ。）ないし医療機関が作成した診断書、若しくは、医師ないし医療機関が、診療の行われた当時に作成した診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又は、これらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料（以下、これらの要件を満たすような資料を、便宜上、「障害程度認定適格資料」という。）によって行わなければならないものと解するのが相当である。

そして、当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、障害認定日による請求については同日以後3月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めるとして、障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態は、上記の期間内の現症日における障害の状態によってこれを行うものとする旨の取扱いをしており、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。

- 4 本件において、請求人の当該傷病による障害の状態に関して提出されている全ての資料の中から、その作成者及び記載内容からみて、上記のような障害程度認定適格資料と認めることができるものをすべて挙げてみると、① 本件診断書、② A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書、③ 〇〇知的障害者更生相談所（〇〇児童相談所扱い）で実施された請求人に係る知能検査結果及び〇〇が平成〇年〇月〇日に交付した判定の記録、及び、④ 審査官の照会に対するA医師作成の平成〇年〇月〇日付「請求人様の障害基礎年金診断書について」と題する回答書面があり、その他に

は存しないところ、これらの各資料（以下それぞれ、「資料①」などという。）をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①の本件診断書には、障害の原因となった傷病名には当該傷病が掲げられ、障害認定日（本件においては、20歳に達した昭和〇年〇月〇日。以下同じ。）頃の昭和〇年〇月〇日の現症について記載されている診断書であるものの、診断書作成医療機関の初診日は、平成〇年〇月〇日であることが認められることから、初診日から38年程前に相当する障害認定日当時の現症について、それがどのような客観的資料ないしは根拠に基づいて作成されたものかは明らかではなく、請求人の要請あるいは陳述によって記載されたものではないと、これを完全に否定し得る資料も見当たらない。また、資料④によれば、審査官の照会に対して、A医師は、請求人の受診は平成〇年〇月〇日のみで、同日に家族からの情報を頼りに記載したものであり、昭和〇年〇月〇日当時に受診があって、その時の状態を確認の上記入したのではないと回答している。そうすると、本件診断書は、障害認定日から38年が経過した平成〇年〇月〇日当時において請求人の陳述のみによって作成されたものと認めざるを得ず、本件診断書によって、本件障害の状態がいかなるものであったかを判断することはできない。資料②は、障害の原因となった傷病名に当該傷病が掲げられ、平成〇年〇月〇日現症について記載されている診断書である。障害認定日当時の具体的な障害の状態についての記載はなく、本資料によって本件障害の状態がいかなるものであったかを判断することはできない。資料③によれば、療養手帳交付判定のため、平成〇年〇月〇日に田中ビネー式知能検査がなされ、IQは38、精神年齢は6歳8か月、生活年齢は5歳6歳1か月（修正CA 17歳9か月）で、知的水準としては中度障害域に位置し、一度にたくさん量になると覚えきれず、早とちりしたり、注意

が逸れたりすることが多く、主体的な言語表現は苦手、場面をイメージし、自由に思いを巡らせることができにくい、一方、答えの枠組が明確で、具体的に示されているもの（単純な模倣や対比）の方が取り組みやすいようであり、抽象的な話の内容を理解し、整理することは困難で、数的処理は九九程度の文章題の理解が難しいとされ、従順な性格で、これまでは何とか一般就労を続けていたが、現場では主体的な自己表現や主張ができにくく、心的負担が大きかったと思われるとされている。本資料によると、平成〇年〇月〇日当時のIQが38で、中度知的障害と認められ、判定の記録は「B」とされているが、障害認定日当時の具体的な障害の状態についての記載はなく、本資料によって本件障害の状態がいかなるものであったかを判断することはできない。

以上の各資料によれば、現在提出されているいかなる資料によっても、また、それら複数の資料を併せてみても、本件障害の状態が、具体的にどのような程度であり、それが国年令別表に定めるとの程度に該当するかを判断することはできない。

- 5 なお、本件で提出されている資料のうち、その作成者及び記載内容からみて上記に示した障害程度認定適格資料とは認められないものの、請求人の20歳到達時ころの状態について記載されている資料としては、請求人作成の平成〇年〇月〇日付病歴・就労状況等申立書及び第三者の申立書があり、他には存しないところ、それらを見ると、請求人は、小・中学校を特殊支援学級で過ごしており、従順なおとなしい性格も手伝って、まわりが理解してくれ、見守ってもらふことや助けてもらうことが多く、そのような中で請求人も一生懸命生活しており、中学校卒業後は、親戚の左官屋さんで請求人の状況を把握した上での配慮のもとに働かせてもらっており、家族のように可愛がってもらい失敗しても請求人のことを

良く理解し、多大な配慮の中、育て、教育してもらっていたことなどをうかがうことができる。しかしながら、これらの資料によっても、請求人が、障害認定日当時において、日常生活能力の判定が、適切な食事、身の清潔保持、金銭管理と買い物、通院と服薬、他人との意思伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応、社会性の各項目について、できる、自発的あるいはおおむねできるが時には助言や指導を必要とする、自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、助言や指導してもできない若しくは行わないのどの程度に相当し、それらを総合的に見た場合、日常生活能力の程度が、「(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。」、「(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。」、「(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。」、「(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。」あるいは「(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。」の5段階のいずれに該当するかについては、これを判断することはできない。そして、原処分が、本件で提出されている資料によっては障害認定日における請求人の障害の程度を認定することができないとして、その障害認定日による請求を却下したのも、この趣旨によるものと解される。これに対し、請求人は、中度精神発達遅滞による障害の状態は変化なく、障害認定日当時も裁定請求日と同程度である旨主張している。その意味するところを解せば、本件障害の状態を直接的に示す障害程度認定適格資料の存しないことを前提とした上で、障害認定日における障害の状態等については、当該事実を証する診断書に基づき認定するのが原則であるが、知的障害という著しい症状の変動のみられない疾患特異性をも考

慮して、障害認定日の状態等が明らかに判断できる場合にあっては、障害認定日に遡及して障害給付を支給すべきである旨を主張しているものと史料される。しかしながら、現症状から障害認定日の状態等が明らかに判断できるような場合には、障害認定日における障害の状態を示す障害程度認定適格資料が存しない場合であっても、現症状についての診断書の記載内容と他の診断書等のいわゆる医証によって認められるところを併せることなどによって、障害認定日における障害の状態が国年令別表に定められている程度に該当するか否かを判断するのを相当とする場合があり得ることはないことは、請求人の指摘のとおりであるが、問題は、本件が現症状から障害認定日の状態等が明らかに判断できる場合に当たるといえるかどうかであり、本件では、裁定請求日当時の現症に係る診断書及びその余の資料とを併せると、請求人が20歳到達日当時において当該傷病により障害の状態にあったこと自体は、これをうかがうことができるけれども、その状態が、裁定請求日において障害等級2級の障害給付を支給するとされた状態と同じ国年令別表に定める2級の程度に該当するといえるか否かまでは、本件に現れた全資料を総合しても、これを認定することができないというべきである。言い換えれば、認定基準は、障害の程度の認定は、基本的には、診断書によって行うべきものとしているところ、当該傷病を含む精神の障害に係る診断書においては、「障害の状態」として、「現在の病状又は状態像」及び「その具体的程度・症状等」だけでなく、「日常生活状況」に関する判定が示されていることが必要であり、しかも、それは、「日常生活能力の判定」と「日常生活能力の程度」に分けられた上、前者は、「適切な食事」など7項目について、本人の一人暮らしを想定した上で、それが「できる」から「助言や指導をしてもできない若しくは行わない」までの5段階のいずれに該当するかを判

定し、後者は、「知的障害・・・を認めるが、社会生活は普通にはできない」から「知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の介護が必要である」までの5段階に分けられたいずれに該当するかを判定するというものである。そして、当該精神の障害の状態が国年令別表に定める程度に該当すると認めることができるか否かの判断においては、この「日常生活能力の判定」と「日常生活能力の程度」について、診療に当たった医師がいかなる具体的診断を行っているかが、極めて重要な要因とされてきているのであり、それが、国民年金法上の障害認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないという趣旨に沿うものということができるのである。そうして、上記の具体的診断は、事柄の性質上、精神保健指定医又は精神科を標榜する医師が直接診療に当たった場合にあっては、決して簡単なことではないであろうし、まして、専門の医師以外の者がこの具体的診断を行うことは、さらに難しい面のあることは否定することができない。

さらに、当該傷病である精神遅滞による障害の状態は、医学的知見上、仮に、生育過程において、知能指数については、ある一定の変動範囲を保持しながら経過することがあるとしても、実際の日常生活能力については、幼少時からどのような生活環境で生育するかにより、また、生活環境への適応に対する教育、訓練及び支援の内容や質、患者自身が有する適応能力など、周囲の社会環境によって、また、その変化によって著しく影響を受ける面も少なくなく、当該傷病に起因する症状及びそれによる個々の日常生活における具体的な障害の状態は、必ずしも長期間固定的のみ推移するとは限られないとされている。そうであるから、認定基準においても、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断することが求められているところであ

る。

したがって、請求人が提出している第三者の申立書等における記載をもって、請求人の当該傷病による障害の状態やその程度について判断することは困難というべきである。再審査請求時に、請求人が提出した中学校当時の教師作成の「障害年金請求に関する第三者の申立書」についても、それによると、請求人は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで〇〇市〇〇中学校で特殊学級（注：特殊学校は誤記と思われる。）に所属しており、知的障害のため日常生活における身のまわりのことも多くの援助が必要で、手厚い指導のもと学校生活を送っていたとされているものの、20歳到達日である障害認定日当時における請求人の当該傷病による障害の状態や、日常生活能力の判定及び程度が、具体的にどのようなものであり、それが国年令別表に定めるいかなる程度に該当するかについて、これに基づいて、客観的に判断することはできないといわざるを得ない。

- 6 以上のように、本件については、障害認定日当時における障害の状態を認定することのできる資料が存しないといわざるを得ず、20歳到達日における本件障害の状態が判断できないとして障害認定日による裁定請求を却下した原処分は、妥当であり、これを取り消すことはできない。よって、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。